

第一種フロン類充填回収業者 登録申請の手引き



エコざる将軍

© タニ シュンコ

令和8(2026)年7月

栃木県環境森林部環境保全課

1 登録申請(新規・更新)

- ・第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)に冷媒として充填されているフロン類の充填回収を行おうとする者は、その業務を行う都道府県知事の登録を受けなければなりません。
- ・登録を受けてから5年を経過した後も引き続き第一種フロン類充填回収業を行おうとする場合には、更新手続きが必要です。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。
- ※ 登録の更新の申請は、有効期間満了日の3ヶ月前から受付いたします。
- ※ 申請書、添付書類、手数料等については、新規登録申請と更新申請で同一となります。

(1)提出書類(チェックリストとしてご使用ください。)

申請書	
提出書類	チェック項目
登録申請書(様式第1) ※押印不要	☐ 充填・回収するフロン類の種類と回収機的能力が一致している ☐ 申請書が2部ある
添付書類	
提出書類	チェック項目
ア 本人を確認できる書類	●法人の場合 ☐ 登記事項証明書の原本(現在事項証明または履歴事項証明書) ☐ 発行日より3ヶ月以内のものである ●個人の場合 ☐ 住民票(本籍・個人番号が記載されていない申請者本人のみのもの) ☐ 発行日より3ヶ月以内のものである
イ 回収機の所有権などを証する書類	●自ら所有している場合 ☐ 納品書、領収書、譲渡書、購入契約書、販売証明書等の写し(いずれか一つ) ☐ 上記の写しに所有者、回収機のメーカー、型番、台数が記載されている ●自ら所有していない場合 ☐ 借用契約書、管理要領書、共同使用協定書等の写し(いずれか一つ) ☐ 上記の写しに借用者、回収機のメーカー、型番、台数が記載されている ●所有権を有する書類を紛失等により添付できない場合 ☐ フロン類回収装置の所有権を有することの誓約書 ☐ 回収機のメーカー、型番が写った写真(台数分)
ウ 回収機の種類及び能力を説明する書類	☐ 仕様書、取扱説明書、カタログ等の写し(いずれか一つ) ☐ 上記の写しにメーカー、型番、フロン類の種類、吸引力が記載されている ☐ 吸引力の測定条件(RRC7002 又は JIS B 8629)が記載されている
エ 誓約書(別添様式) ※押印不要	☐ 申請者等が法に定める欠格要件に該当しない
オ 資格証の写し	☐ 充填及び回収をする者または、充填及び回収に立ち会う者が資格等を保有している場合、資格証等の写し

※ オについては、参考資料として提出をお願いするものです。

※ 必要書類を添付して A4縦にまとめ、左側で綴じてください。

※ 代理人による申請の場合は、代理人であることを証明する書類(委任状等)を添付してください。

※ 申請書様式については、[栃木県／第一種フロン類充填回収業者に係る手続き](https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyoku/hozen/fron_touroku.html)からダウンロードすることができます。

ホーム > くらし・環境 > 環境 > 環境保全 > 化学物質 > フロン排出抑制法

(https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyoku/hozen/fron_touroku.html)

(2)申請手数料の納付について

次のいずれかの方法により、納付してください。

なお、申請手数料の金額は、令和8年7月現在のものであり、今後、改定する場合があります。

① 栃木県収入証紙による納付

登録申請書(正本)に、栃木県収入証紙 4,000 円分を貼付してください(消印をしないこと)。

② POS レジによる納付

登録申請書の提出先の窓口で、申請手数料4,000 円を、キャッシュレス決済が可能なクレジットカード等で納付し、そのレシートを窓口まで持参してください(P7「申請書提出・お問い合わせ先」参照)。

※ キャッシュレス決済用の POS レジは庁舎にあります。

※ 提出先以外での POS レジを用いた払込みはできませんのでご注意ください。

③ 電子収納による納付

栃木県電子申請システムで、申請手数料 4,000 円を納付し、申請書に整理番号を記入してください。

※ P3「電子収納の手順」参照

※ 電子申請システムで申込みが完了してから納付までの有効期限は 14 日です。14 日を過ぎて納付を行う場合は、改めて電子申請システムから申込みが必要です。

(3)提出方法

申請書は、提出先の窓口へ郵送または持参により提出してください。

郵送で提出する場合、副本を返送するための切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(4)留意事項

・登録申請書及び誓約書への押印は不要です。

・提出部数は正本1部、副本(正本のコピー)1部です。副本は受付印を押印し、お返しします。副本は添付資料不要です。副本は登録更新時等に使用することがありますので、大切に保管してください。

【電子収納の手順】

- (1) [【新規登録】](#)または[【更新】](#)のリンクから、必要事項を入力し、申請する。
- (2) 申込完了通知メールを受領後、メールに記載されている URL にアクセスする。
- (3) 申請時に発行された整理番号及びパスワードを入力する。
- (4) 納付情報を確認し、「SBペイメントでお支払い」をクリックして手数料を納付する。
- (5) 電子申請システム上部の「申込状況確認」から、「申込内容照会」のページにアクセスし、「オンライン決済」欄に「お支払いが完了しています。」と表示されていることを確認する。
- (6) 整理番号を申請書の所定の欄に記入する。

申込内容照会

[ホーム](#) > [申込照会](#) > [申込詳細](#)

申込詳細

手続き名	【新規】フロン充てん回収業登録申請に係る手数料	
整理番号	865940060633	← ② 申請書に整理番号を記入
処理状況	処理待ち	
処理履歴	2026年5月26日14時51分 申込	

納付情報

最新データ表示

オンライン決済	支払い完了通知待ち	
支払可能期限	2026年06月09日	
納付額	¥4,000	
納付済額		
納付状況	支払済	← ① 「支払済」となっているか確認
納付日		
納付方法（券種）		

2 登録の変更

登録事項に次の変更が生じた場合は、変更後30日以内に手続が必要です。

- ア 事業者の氏名又は名称、法人の場合の代表者氏名、住所
 - イ 事業所の名称、所在地
 - ウ 第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類
 - エ 回収の用に供する設備の種類
- ※「CFC・HCFC・HFC 兼用」を1台持っていて、同じ種類の設備をもう1台追加する場合等は、届出の対象ではありません。

(1)提出書類(チェックリストとしてご使用ください。)

申請書	
提出書類	チェック項目
変更届出書(様式第2) ※押印不要	☐ 申請書が2部ある
添付書類	
ア 事業者の氏名又は名称、法人の場合の代表者氏名、住所に変更があった場合	
i) 本人を確認できる書類	●法人の場合 ☐ 登記事項証明書の原本(現在事項証明または履歴事項証明書)
	☐ 発行日より3ヶ月以内のものである
	●個人の場合 ☐ 住民票(本籍・個人番号が記載されていない申請者本人のみのもの)
	☐ 発行日より3ヶ月以内のものである
ii) 誓約書(別添様式) ※押印不要	☐ 申請者等が法に定める欠格要件に該当しない ※ 代表者氏名に変更があった場合のみ提出
イ 事業所の名称、所在地に変更があった場合	
i) 変更内容が確認できる書類	☐ 変更後の名称、所在地が記載された事業所一覧、顧客あての通知等
ウ 事業所を追加登録する場合	
i) 追加する事業所の内容を確認する書類	☐ 登録申請書(様式第1)の「事業所の名称及び所在地」以降に記載したもの
ii) 回収機の所有権などを証する書類	●自ら所有している場合 ☐ 納品書、領収書、譲渡書、購入契約書、販売証明書等の写し(いずれか一つ)
	☐ 上記の写しに所有者、回収機のメーカー、型番、台数が記載されている
	●自ら所有していない場合 ☐ 借用契約書、管理要領書、共同使用協定書等の写し(いずれか一つ)
	☐ 上記の写しに借用者、回収機のメーカー、型番、台数が記載されている
	●所有権を有する書類を紛失等により添付できない場合 ☐ フロン類回収装置の所有権を有することの誓約書
	☐ 回収機のメーカー、型番が写った写真(台数分)
iii) 回収機の種類及び能力を説明する書類	☐ 仕様書、取扱説明書、カタログ等の写し(いずれか一つ)
	☐ 上記の写しにメーカー、型番、フロン類の種類、吸引力が記載されている
	☐ 吸引力の測定条件(RRC7002 又は JIS B 8629)が記載されている
iv) 資格証の写し	☐ 充填及び回収をする者または、充填及び回収に立ち会う者が資格等を保有している場合、資格証等の写し

エ 第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類に変更があった場合 オ 充填・回収の用に供する設備の種類に変更があった場合	
i) 回収機の所有権などを証する書類	●自ら所有している場合 ☐ 納品書、領収書、譲渡書、購入契約書、販売証明書等の写し(いずれか一つ) ☐ 上記の写しに所有者、回収機のメーカー、型番、台数が記載されている ●自ら所有していない場合 ☐ 借用契約書、管理要領書、共同使用協定書等の写し(いずれか一つ) ☐ 上記の写しに借用者、回収機のメーカー、型番、台数が記載されている ●所有権を有する書類を紛失等により添付できない場合 ☐ フロン類回収装置の所有権を有することの誓約書 ☐ 回収機のメーカー、型番が写った写真(台数分)
ii) 回収機の種類及び能力を説明する書類	☐ 仕様書、取扱説明書、カタログ等の写し(いずれか一つ) ☐ 上記の写しにメーカー、型番、フロン類の種類、吸引力が記載されている ☐ 吸引力の測定条件(RRC7002 又は JIS B 8629)が記載されている

※ ウーiv)については、参考資料として提出をお願いするものです。

※ 必要書類を添付して A4縦にまとめ、左側で綴じてください。

※ 代理人による申請の場合は、代理人であることを証明する書類(委任状等)を添付してください。

※ 申請書様式については、[栃木県／第一種フロン類充填回収業者に係る手続き](https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyoku/hozen/fron_touroku.html)からダウンロードすることができます。

ホーム > くらし・環境 > 環境 > 環境保全 > 化学物質 > フロン排出抑制法

(https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyoku/hozen/fron_touroku.html)

(2)提出方法

変更届出書は、提出先の窓口へ郵送または持参により提出してください。

郵送または持参する場合、副本を返送するための切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(3)留意事項

・変更届出書及び誓約書への押印は不要です。

・提出部数は正本1部、副本(正本のコピー)1部です。副本は受付印を押印し、お返しします。副本は添付資料不要です。

3 廃業等の届出

第一種フロン類充填回収業者に登録した事業者が、次のいずれかに該当する場合は、30 日以内に廃業等届出が必要です。

- ア 死亡した場合(届出者:その相続人)
- イ 法人が合併により消滅した場合(届出者:その法人を代表する役員であった者)
- ウ 法人が破産により解散した場合(届出者:破産管財人)
- エ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合(届出者:清算人)
- オ フロン類充填回収業を廃止した場合(届出者:本人)

(1)提出書類(チェックリストとしてご使用ください。)

申請書	
提出書類	チェック項目
廃業等届出書(栃木県規則様式第1号) ※押印不要	☐ 申請書が2部ある(郵送、持参の場合のみ)
添付書類	
提出書類	チェック項目
第一種フロン類充填回収業者のフロン類 充填量及び回収量等に関する報告書 ※押印不要	☐ 廃業した年度の4月1日から廃業年月日までの充填量及び回収量が記載されている

(2)提出方法

- ・廃業等届出書は、提出先の窓口へ郵送、持参、または電子申請により提出してください。
郵送または持参する場合、副本を返送するための切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

- ・電子申請をする場合、以下の URL から申請してください。

ホーム > くらし・環境 > 環境 > 環境保全 > 化学物質 > フロン排出抑制法 > 第一種フロン類充填回収業者に係る手続き
https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9853&accessFrom=offerList

(3)留意事項

- ・廃業等届出書及び誓約書への押印は不要です。
- ・郵送、持参の場合、提出部数は正本1部、副本(正本のコピー)1部です。副本は受付印を押印し、お返しします。副本は添付資料不要です。

4 届出書の提出方法

提出方法	新規登録	更新申請	変更届出	廃業届出
郵送	○	○	○	○
持参	○	○	○	○
電子申請	×	×	×	○

5 申請書提出・お問い合わせ先

【本社住所が県内の事業者】

- 宇都宮市の場合 → 栃木県環境森林部環境保全課
 宇都宮市以外の場合 → 各環境森林(管理)事務所

【本社住所が県外の事業者】

- 事業所が県外または宇都宮市の場合 → 栃木県環境森林部環境保全課
 事業所が宇都宮市以外の県内の場合 → 各環境森林(管理)事務所

所管区域	提出先	電話番号	所在地
宇都宮市、県外	県環境保全課	028-623-3188	宇都宮市塙田1-1-20
鹿沼市、日光市	県西環境森林事務所 環境対策課	0288-23-1000	日光市瀬川51-9
真岡市、上三川町、益子町 茂木町、市貝町、芳賀町	県東環境森林事務所 環境対策課	0285-81-9002	真岡市荒町116-1
大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町	県北環境森林事務所 環境対策課	0287-22-2277	大田原市本町 2-2828-4
足利市、佐野市	県南環境森林事務所 環境対策課	0283-23-4445	佐野市堀米町607
栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町	小山環境管理事務所 環境対策課	0285-22-4309	小山市犬塚3-1-1

6 登録申請窓口一覧

栃木県環境森林部環境保全課 大気環境担当

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20(県庁舎本館11F)

電話 028-623-3188

FAX 028-623-3138

受付日／月曜日～金曜日(祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

受付時間／8:30～17:15



〒321-1263 日光市瀬川51-9
電話 0288-23-1000
FAX 0288-21-1181

The map shows the area around Imabari Station. At the bottom, a black and white dashed line represents the JR Imabari Station (JR 今市駅). Above it, a blue line represents the Tōbu Line, with Tōbu Imabari Station (東武下今市駅) marked. To the left of the station, a blue line represents the Tōbu Line, with Tōbu Imabari Station (東武下今市駅) marked. To the right of the station, a blue line represents the Tōbu Line, with Tōbu Imabari Station (東武下今市駅) marked. The map also shows the Tōbu Line (日光街道 (国道 119 号)) and the Tōbu Line (日光街道 (国道 119 号)). Other landmarks include the Tōbu Line (日光街道 (国道 119 号)), the Tōbu Line (日光街道 (国道 119 号)), and the Tōbu Line (日光街道 (国道 119 号)).

〒321-4305 真岡市荒町116-1
電話 0285-81-9002
FAX 0285-81-9006

県南環境森林事務所 環境対策課

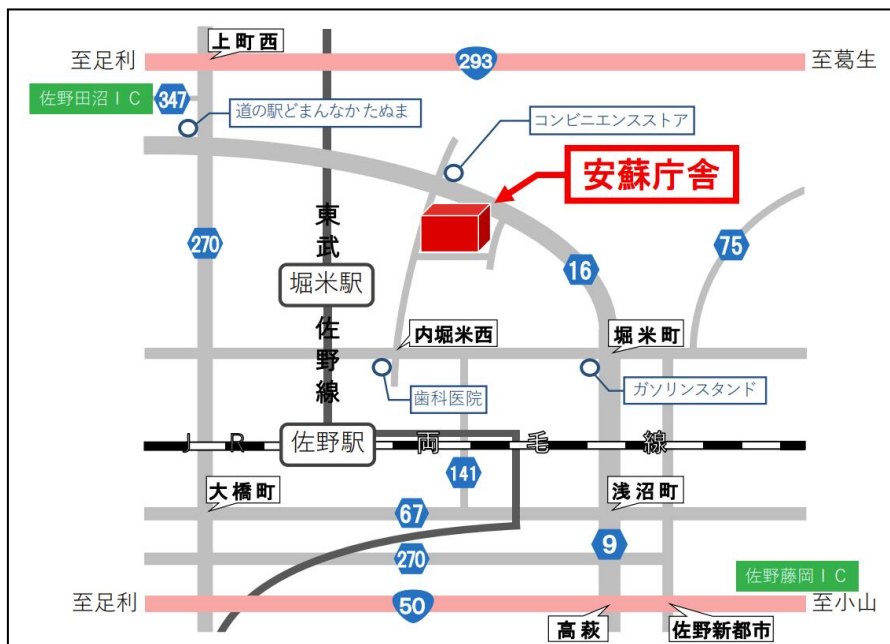
〒327-8503 佐野市堀米町607(安蘇庁舎2階)

電話 0283-23-4445

FAX 0283-22-5113

受付日／月曜日～金曜日(祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

受付時間／9:00～17:00



小山環境管理事務所 環境対策課

〒323-0811 小山市犬塚3-1-1(小山庁舎3階)

電話 0285-22-4309(代表)

FAX 0285-26-2000

受付日／月曜日～金曜日(祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

受付時間／9:00～17:00

